

SAGA2024 国スポ・全障スポ 嬉野市実行委員会

<嬉野市昼食弁当調達要項>

1 目的

この要項は、嬉野市で開催される SAGA2024 国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下、「大会参加者」という。）に対し、SAGA2024 国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が幹旋または支給する昼食弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者の昼食弁当の調達に係る業務を実施する。

3 弁当調達計画

実行委員会は昼食弁当の調達に当り、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

調達する弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 幹旋弁当

選手・監督、視察員及び報道員等に対して幹旋する昼食弁当をいう。

(2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等に対して支給する昼食弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については SAGA2024 国スポ正式競技の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当については SAGA2024 国スポの準備及び運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当料金

実行委員会が調達する昼食弁当の料金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 幹旋弁当（お茶付き） 1,000 円以内（税別）

(2) 支給弁当（お茶付き） 1,000 円以内（税別）

7 昼食弁当調製施設の選定

(1) 実行委員会は、佐賀県及び関係する保健所の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

①食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき適切な衛生管理に取り組んでいること。

②弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

③競技会等の運営に合わせた受注、搬入及び廃棄容器等の回収ができること。

④実行委員会が定めた弁当料金、容器、及び献立等に対応できること。

(2) 昼食弁当調製施設の選定に係る具体的な基準については、実行委員会が別に定める。

(3) 実行委員会は、上記7(1)各号により昼食弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

8 昼食弁当の献立

昼食弁当の献立の作成または選定に当っては、実行委員会が作成するメニューに沿って調製するものとし、衛生的な食事を大会参加者へ提供する。

9 昼食弁当調製施設選定の取り消し

実行委員会は、上記7の規定により選定した昼食弁当調製施設が、次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。

(1) 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。

(2) 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めて営業の停止処分を受けたとき。

(3) 弁当の調製を第三者に委託したとき。

(4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

10 昼食弁当の申し込み・受付及び発注等

(1) 大会参加者への斡旋及び支給を行う昼食弁当の申し込み・受付及び発注等の手続きについては、実行委員会が定める方法により行うものとする。

(2) 大会参加者からの申し込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないものとする。

(3) 実行委員会は、大会参加者から受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、それぞれが選定した弁当調製施設へ発注する。

なお、発注に当たっては当該弁当調製施設の調整能力を超えることのないよう留意するものとする。

1 1 実行委員会は、次に掲げる事項を昼食弁当調製施設に遵守させるものとする。

(1) 昼食弁当の調製等に当たっては、別に定める「嬉野市食品対策要領」により、衛生管理を徹底するとともに、弁当調整能力を超える受注をしないこと。

(2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。

- ① 弁当の名称
- ② 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
- ③ 食品添加物
- ④ 消費期限（時刻まで表示。）
- ⑤ 保存方法
- ⑥ 製造所所在地・製造者名
- ⑦ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
- ⑧ 提供後、速やかに食べてもらう注意喚起表示
- ⑨ 持ち帰りを禁止する表示
- ⑩ その他実行委員会が指示する表示

1 2 弁当の運搬・納品

(1) 弁当の運搬に当たっては、適切な温度管理を行い、衛生的な運搬を行うものとする。

(2) 弁当の納品に当たっては、実行委員会が指定する昼食弁当調製施設が、指定された時間帯に指定された場所へ配達するものとする。

1 3 弁当引換所の設置及び弁当の引換え

実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、杵藤保健福祉事務所等関係機関の指導に基づき、適正な管理のもと弁当の引き換えを行うものとする。

1 4 昼食弁当調達業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部または一部を委託できるものとする。

1 5 弁当代金の精算

昼食弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、実行委員会が別に定める方法により精算する。

1 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が昼食弁当調製施設や関係機関・団体等と協議のうえ、別に定めるものとする。